

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱

平成27年7月28日

(事業の目的)

第1条 この要綱に基づく助成金の交付業務は、国のデジタル混信対策事業費補助事業の補助金の交付を受けて、他の電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生する地域又は日本国外からの電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生するおそれがある地域において当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として、地上デジタルテレビ放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備を整備する事業であって、法人又は共聴組合、共聴施設の管理者若しくは受信者（以下「受信者等」という。）に対し、所要経費の全部又は一部を助成することにより、放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル混信対策事業とは、他の電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生する地域又は日本国外からの電波の影響により地上デジタルテレビ放送の受信の障害が発生するおそれがある地域において当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として地上デジタルテレビ放送用施設及び設備又は有線放送設備又は有線共聴施設若しくは受信設備を整備する事業をいう。
- (2) 助成対象事業とは、デジタル混信対策事業であって、助成金の交付対象となったものをいう。
- (3) 助成対象者とは、デジタル混信対策事業を実施する受信者等をいう。
- (4) デジタル混信対策計画とは、デジタル混信対策事業が必要な地域及び対策手法等を示した計画であって、総合通信局長が公示したものをいう。

(補助事業の実施者)

第3条 一般財団法人電波技術協会（以下「当協会」という。）は、デジタル混信対策事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を助成対象者（連携主体の代表を含む。以下同じ。）に対し交付する。

(助成金交付選定基準)

第4条 当協会は、助成対象者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) デジタル混信対策事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であること。
 - ア 有効性: デジタル混信対策計画に掲げる地域又は緊急に対策を実施する必要があると総合通信局長が認めた地域において、デジタル混信対策事業によって、他の電波の影響による難視聴が解消又は防止されるものであること。

イ 公平性: デジタル混信対策計画に掲げる対策手法又は緊急に対策を実施する必要があると総合通信局長が認めた対策手法において、他の電波の影響による難視聴の解消又は防止を図るために、必要最低限の工事であること。

(2) 前項の緊急に対策を実施する必要があると総合通信局長が認めた地域及び対策手法は、デジタル混信対策事業が必要な地域及び対策手法を示した計画に後日掲げられるものであること。

(3) デジタル混信対策事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有する者であること。ただし、自己負担分の調達がない改良工事若しくは有線放送設備又は有線共聴施設又は受信設備の改良工事を行う場合は、この限りでない。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第6条 当協会は、予算の範囲内において、助成対象経費であって、次の各号に掲げる額の助成金を交付する。ただし、算出された額が100万円を超える場合は、1,000円未満の端数は、これを切り捨てた金額とする。

(1) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備の改良工事の場合は、助成対象経費の3分の2に相当する額。ただし、次の各号に掲げる場合は助成対象経費の定額に相当する額。

ア 日本国内からの電波の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局（基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されているものに限る。以下同じ。）の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む。）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合

イ 日本国外からの電波の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる、又は当該地上基幹放送局の受信障害を防止するために必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む。）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合

(2) 有線放送設備又は有線共聴施設又は受信設備の改良工事の場合は、助成対象経費の定額に相当する額

(3) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備又は有線共聴施設を設置する工事の場合は、助成対象経費の2分の1に相当する額。ただし、次の各号に掲げる場合は助成対象経費の定額に相当する額。

- ア 地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した日本国内からの他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合
- イ 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した日本国外からの電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合

(交付の申請)

- 第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書を当協会に提出しなければならない。また、当協会が様式第1に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。
- 2 助成対象者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

- 第8条 当協会は、前条の交付の申請があったときは、その申請書の内容について審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対して、様式第2による交付決定通知書により通知するものとする。ただし、当協会は、速やかに交付決定を通知すべきものと認めたときは、他の手段で通知することができる。この場合においては、当協会は通知した日付で交付決定通知書を別途、遅滞なく発出する。
- 2 当協会は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 当協会は、第1項の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 当協会は、前条第2項ただし書きの規定により申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、当該助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 当協会は、前条の規定による申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第3による助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 助成対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から当協会の指定する日までに、当協会に様式第4の助成金交付申請取下書をもって申し出なければならない。
- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第10条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書又は様式第6による中止(廃止)承認申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 当協会は、前項の承認をする場合は、様式第7による変更承認通知書又は様式第8による中止(廃止)承認通知書により助成対象者に通知するものとする。

3 当協会は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

第11条 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第9による事故報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 助成対象者は、助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに様式第10による状況報告書を当協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成対象者は、助成対象事業が完了した日(助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日をいう。)から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、様式第11による実績報告書を当協会に提出しなければならない。

2 前項の場合において報告書の提出期限について、当協会の別段の指示を受けたときは、その指示によることができる。

3 助成対象者は、第1項の報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 当協会は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、助成対象者に対して、様式第12による助成金の額の確定通知書により通知するものとする。

2 前項の交付すべき助成金の額は、助成対象事業における助成対象経費の実績額であって、次の各号に掲げる額と交付決定額のいずれか少ない額とする。

- (1) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備の改良工事の場合は、助成対象経費の実績額の3分の2に相当する額(ただし、日本国内からの電波

の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局（基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されているものに限る。）の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む。）、当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事及び日本国外からの電波の異常伝搬現象に起因するものであって、地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局の改良工事（当該地上基幹放送局の改修工事に伴い連鎖的に必要となる、又は当該地上基幹放送局の受信障害を防止するために必要となる他の地上基幹放送局の改良工事を含む。）及び当該地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬に起因した他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合に必要となる他の地上基幹放送局の改良工事の場合は、助成対象経費の定額に相当する額）

(2) 有線放送設備又は有線共聴施設又は受信設備の改良工事の場合は、助成対象経費の実績額の定額に相当する額

(3) 地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局用施設及び設備又は有線共聴施設を設置する工事の場合は、助成対象経費の実績額の2分の1に相当する額（ただし、地上デジタルテレビ放送を行う大規模な地上基幹放送局（基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されているものに限る。）のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した日本国内からの他の電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合及び地上デジタルテレビ放送を行う地上基幹放送局のチャンネルが電波の異常伝搬現象に起因した日本国外からの電波の影響を受けることによって受信の障害が発生している場合は、助成対象経費の定額に相当する額）

（助成金の支払）

第15条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、当協会が必要があると認める場合は、助成金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 助成対象者は、前項の規定により助成金の額の支払を受けようとするときは、様式第13による助成金精算（概算）払請求書を当協会に提出しなければならない。ただし、第13条の規定による実績報告と併せて助成金精算払請求書を当協会に提出する場合は、様式11によることができる。

3 当協会が様式13に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

4 助成対象者は、助成金の受領に関する権限を受任者に委任する場合は、様式11に必要な事項をあわせて記載する。

（助成金の概算払い）

第16条 助成対象者は、交付対象工事が完了する前に、既に一部実施した交付対象工事に係る経費を支払うため助成金の一部の支払が必要な場合は、様式第14によるデジタル混信対策事業助成金の一部の支払承認申請書を当協会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 当協会は、前項の承認をする場合は、助成金の一部の支払の額を決定し、様式第15のデジタル混信対策事業助成金の一部の支払承認通知書により通知するものとする。
- 3 当協会は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ当該申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付することができる。
- 4 助成対象者は、第2項の規定により助成金の一部の支払承認通知を受けた場合は、様式第16によるデジタル混信対策事業助成金の一部の支払請求書を当協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 当協会は、第10条第1項第3号に規定する助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合は、第8条の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 助成対象者が、助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 3 助成対象者は、当協会が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、当協会の定める期限までに、当該助成金を返還しなければならない。
 - 4 当協会は、前項の規定により助成金の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。
 - 5 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 助成対象者は、助成対象事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに様式第17による報告書を当協会に提出しなければならない。

- 2 当協会は、前項の報告があった場合は、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第17条第5項の規定は、前項の返還について準用する。

(助成対象事業の経理等)

第19条 助成対象者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくなければならない。

- 2 助成対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、当協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。
- 3 前項に掲げる助成対象者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

（財産の管理等）

- 第20条 助成対象者は、助成対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 当協会は、助成対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。

（処分等の制限）

- 第21条 助成対象者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等（ただし、デジタル混信対策事業によって取得した受信機については、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第18による処分制限財産に係る助成目的外使用等の事前承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。
- 2 当協会は、前項の申請が無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年総基移第380号）補足事項4（2）に該当すると認められる場合には、当該申請をもって協会の承認があったものとして取り扱う。
 - 3 前条第2項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

（財産の処分による収入の納付等）

- 第22条 助成対象者は、第20条第2項の規定（前条第2項において準用される場合を含む。）により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第18による届出書を当協会に提出しなければならない。
- 2 当協会は、前項の届出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
 - 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合は、当協会は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の提出）

- 第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、1通を当協会に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第24条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、当協会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

別表第 1

<p>デジタル混信対策事業</p>	<p>施設・設備費</p>	<p>ア 無線通信又は放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機 (予備送受信機を含む。) (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備 (予備電源設備を含む。) (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設 (大臣が別に定める施設・設備) の設置等に要する経費</p> <p>ウ 受信者等が放送の受信に必要な次の設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 受信アンテナ (イ) 受信機 (ウ) 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>エ アからウまでに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む。)</p> <p>オ 附帯工事費</p>
-------------------	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 2

処分を制限する財産の名称		処 分 制 限 期 間 (年)
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
構築物	放送用又は無線通信用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	30
	その他のもの	40
	鉄筋コンクリート柱	42
	木柱	10
	アンテナ	10
	接地線及び放送用配線	10
工具	測定工具	5
機械及び装置	テレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	9

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

法人名

代表者氏名

㊟

電話 ()

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付申請書

【放送事業者等（送信設備工事）用】

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、上記助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 デジタル混信対策事業の対象施設名（局名）及び設置場所

局名：

設置場所：

2 デジタル混信対策事業（工事）の内容

3 助成金交付申請額 _____円

対 策 事 業 所 要 額 ① _____円（消費税 _____円を含む。）
 消費 税 仕 入 控 除 予 定 税 額 ② _____円（未確定の場合は0円とする。）
 助 成 金 申 請 額 ③ _____円 ③= (①-②) × 補助率 (/)

内訳

経費区分	助成金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費		

4 デジタル混信対策事業の実施計画

(1) 着工予定日 平成 年 月 日

(2) 完了予定日 平成 年 月 日

(全体の完了予定日 平成 年 月 日) ※

※対策事業が複数年度にわたる場合のみ記入

5 資金計画

収入		支出		
財源内訳		経費区分	(事業費)	
助成金	交付(予定)額	施設・設備費		
対策事業を行う者の負担額				予算額
借入金				
自己資金				
その他()注				
小計				
合計		合計		

注：財源の内容を記入する。

6 助成を必要とする理由

7 添付書類(別紙※) ※別紙 添付書類一覧表を参照

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名 (印)
〒
住所
電話

施設名 (自宅以外を申請する場合は以下に下記項目も記入)
(建物名、所在地住所、電話、申請者との関係)

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付申請書
【一般受信者等(受信設備工事)用】

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請するデジタル混信対策事業(工事等)の内容及び費用
 - (1) デジタル混信対策事業(工事等)の内容
デジタルテレビ放送局の一部放送チャンネルの混信対策に伴う受信アンテナの変更その他混信対策に必要な機器の取替又は調整等
 - (2) デジタル混信対策事業(工事等)の費用
対策費用の額 _____円(消費税を含む。)

- 2 添付資料
 - (1) 受信状況確認書1/2(工事業者用)
 - (2) 受信状況確認書2/2(申請者申告用)
 - (3) 工事内容の概要及び見積書
(工事内容の詳細及び見積内訳書を含む。)
 - (4) 受信設備状況写真
 - (5) 誓約書(助成金により受信機を取得する場合)
 - (6) 個人情報の第三者への提供に関する同意書



- 3 助成対象事業で使用する土地・建物について(該当する□に✓を入れること)
 - 土地・建物については、全て申請者である私(又は当法人)が所有している。
 - 土地・建物については、私(又は当法人)が所有する土地・建物以外に私(又は当法人)以外が所有する土地・建物が含まれているが、全ての所有者から使用の承諾を得ている。

【通知書の送付先変更】(申請者に送付される交付決定通知書を工事業者経由で受領を希望する場合)
 交付決定通知書は工事業者と協議の上、工事業者経由で受け取りますので送付先の変更を希望します。(□に✓を入れること)

【混信担当者 記入欄】

➤ 工事内容および経費については、電話等で確認済み 担当 _____

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名
〒
住所
電話

㊞

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付申請書
【共聴施設の管理者（所有者）用】

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、上記助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

受付印

1 施設の設置場所 及び施設名称
設置場所：
名称：

2 デジタル混信対策事業（工事）の内容

【注意事項】地上デジタル放送の同時再放送に係る設備のみを工事対象とします。

3 助成金交付申請額 _____ 円

（ 対策事業所要額 ① _____ 円（消費税 _____ 円を含む。）
消費税仕入控除予定税額 ② _____ 円（未確定の場合は0円とする。）
助成金申請額 ③ _____ 円 ③ = (① - ②) × 補助率 (/) ）

内訳

経費区分	助成金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費		

4 デジタル混信対策事業工事の工事日程の概要

(1) 着工予定日 平成 年 月 日

(2) 完成予定日 平成 年 月 日

5 助成対象事業で使用する土地・建物について（該当する□に✓を入れること）

土地・建物については、全て申請者である私（又は当法人）が所有している。

土地・建物については、私（又は当法人）が所有する土地・建物以外に私（又は当法人）以外が所有する土地・建物が含まれているが、全ての所有者から使用の承諾を得ている。

6 添付書類（別紙※） ※別紙 添付書類一覧表を参照

【通知書の送付先変更】（申請者に送付される交付決定通知書を工事業者経由で受領を希望する場合）

交付決定通知書は工事業者と協議の上、工事業者経由で受け取りますので送付先の変更を希望します。（□に✓を入れること）

申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付決定通知書

【放送事業者等（送信設備工事）用】

平成 年 月 日付けで交付申請のあったデジタル混信対策事業費補助事業助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条同項の規定に基づき通知します。

記

1 デジタル混信対策事業（工事）の対象施設名（局名）

2 デジタル混信対策事業（工事）の内容

3 助成金の額

助成金の額は次の額を上限とする。

助成金の額 _____ 円（消費税 _____ 円を含む。）

（消費税仕入控除予定税額 _____ 円）

[内訳]

経費区分	交付決定額
施設・設備費	

4 交付条件

助成金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

（備考）今後当協会に提出する書類等には上記の整理番号を記入して提出して下さい。

別紙

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ一般財団法人 電波技術協会（以下、「当協会」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、当協会の承認を受けなければならない。
- (4) 助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに状況報告書を当協会に提出しなければならない。
- (6) 助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を当協会に提出しなければならない。
- (7) 助成対象事業の経理については、助成対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。
- (8) 助成対象者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下、(9)及び(10)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ交付要綱に定める様式第18号による承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない（交付要綱第20条第1項の規定による財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (9) 助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。
- (10) 助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

住所 〒
申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長 印

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付決定通知書 【一般受信者用】

平成 年 月 日付けで交付申請のあったデジタル混信対策事業費補助事業助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

なお、交付要綱の関係事項を遵守して下さい。

記

1 デジタル混信対策事業（工事）の内容

施設名又は氏名：

テレビ放送局の一部放送チャンネルの混信対策に伴う受信アンテナの設置変更その他必要な機器の取替え又は調整等

2 助成金の額

助成金の額は次の額を上限とする。

_____円（消費税 _____円を含む。）

3 交付条件（受信機を取得する場合に限る。）

デジタル混信対策事業によって取得した受信機については、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ当協会の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱第20条第1項の規定による財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

4 その他

工事後の受信設備の維持管理は、申請者において行うこととなります。

整理番号

平成 年 月 日

住所 〒
申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長 (印)

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付決定通知書

【一般受信者（有線放送設備（CATV）加入）用】

平成 年 月 日付で交付申請のあったデジタル混信対策事業費補助事業助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

なお、交付要綱の関係事項を遵守して下さい。

記

1 デジタル混信対策事業（工事）の内容

施設名又は氏名：

デジタルテレビ放送局の一部放送チャンネルの混信対策に伴うCATV加入

【注意事項】CATVに加入するための契約料等の初期費用のみを助成対象とします。（月額使用料は助成対象にはなりません。）

2 助成金の額

助成金の額は次の額を上限とする。

_____円（消費税 _____円を含む。）

3 交付条件

デジタル混信対策事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を一般財団法人 電波技術協会に納付させることがある。

4 その他

屋内配線部分である保安器出力端子からテレビ受信機までの部分は、申請者において維持管理を行うこととなります。

住所 〒
申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長

**デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付決定通知書**

【共聴施設の管理者（所有者）用】

平成 年 月 日付けで交付申請のあったデジタル混信対策事業費補助事業助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

- 1 デジタル混信対策事業（工事）の内容
施設名：

- 2 助成金の額

助成金の額は次の額を上限とする。

助成金の額 _____ 円（消費税 _____ 円を含む。）

[内訳]

経費区分	交付決定額
施設・設備費	

- 3 交付条件

助成金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

（備考）今後当協会に提出する書類等には上記の整理番号を記入して提出して下さい。

別紙

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ一般財団法人 電波技術協会（以下、「当協会」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、当協会の承認を受けなければならない。
- (4) 助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに状況報告書を当協会に提出しなければならない。
- (6) 助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を当協会に提出しなければならない。
- (7) 助成対象事業の経理については、助成対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。
- (8) 助成対象者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下、(9)及び(10)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ交付要綱に定める様式第18号による承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない（交付要綱第20条第1項の規定による財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (9) 助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。
- (10) 助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

整理番号

平成 年 月 日

住所 〒
申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業費補助事業助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあったデジタル混信対策事業費補助事業助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

- 1 デジタル混信対策工事の内容
- 2 不交付とした理由

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名

㊟

デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付申請取り下げ届出書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業費補助事業助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、平成 年 月 日付け助成金交付申請書を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知を受けたデジタル混信対策工事の内容
- 2 申請を取り下げる理由

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業を下記のとおり変更したいので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業の内容
- 2 交付対象事業（工事）の変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が交付対象事業（工事）に及ぼす影響

5 助成金額

変更前（既交付決定額）	変更申請金額
円 (消費税 円を含む。)	対策事業所要金額 ① 円 (消費税 円を含む。)
消費税仕入控除予定税額 円	消費税仕入控除予定税額 ② 円
	助成金申請金額 ③ 円
	③=①-②

6 添付書類（別紙）

整理番号

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業を中止（廃止）したいので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請の対象となるデジタル混信対策事業（工事）の内容
- 2 交付対象事業（工事）を中止（廃止）する理由
- 3 交付対象事業（工事）の遂行の状況（詳細は別紙による。）
- 4 費用の支出額内訳
 - (1) 本件に関して交付決定がされている額
円（消費税 円を含む。）
 - (2) 既に助成金の一部の支払を受けている場合の支払金額合計
円（消費税 円を含む。）
 - (3) 既に実施した工事の金額合計（詳細は別紙による。）
円（消費税 円を含む。）
- 5 工事の再開の見通し
 - (1) 中止期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
 - (2) 完了予定日 平成 年 月 日
- 6 廃止予定日 平成 年 月 日
- 7 交付対象工事を中止（廃止）後の措置
- 8 添付書類
 - (1) 交付対象工事の遂行の詳細状況を記載した書類
 - (2) 支出すべき金額の証拠書類（いずれも写し、既提出分を除く。）
 - ア 請求書、領収書又は金融機関発行の口座振替通知書
 - イ 納品書又は竣工届

注1 記5は工事を中止する場合のみ記載すること。

注2 記6は工事を廃止する場合のみ記載すること。

住所 〒

申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業変更承認通知書

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあったデジタル混信対策事業については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、同項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更承認の対象となるデジタル混信対策事業（工事）の内容
- 2 交付対象事業の変更内容
- 3 変更承認の内容

助成金額

変更前（既交付決定額）	今回（新交付決定額）
円 （消費税 円を含む。）	円 （消費税 円を含む。）
消費税仕入控除予定税額 円	消費税仕入控除予定税額 円

- 4 承認の条件

住所 〒

申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業中止（廃止）承認通知書

平成 年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあったデジタル混信対策事業については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので、同項の規定に基づき通知します。

記

- 1 中止（廃止）承認の対象となるデジタル混信対策事業の内容
- 2 承認の内容
- 3 承認の条件

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業事故報告書

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業に係る事故について、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 申請の対象となるデジタル混信対策事業（工事）の内容
- 2 事故の内容及び原因
- 3 交付対象事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額 _____ 円
- 5 事故に対してとった措置
- 6 交付対象事業の遂行及び完了の予定

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業状況報告書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって状況報告の提出
を求められたデジタル混信対策事業については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金
交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 デジタル混信対策事業（工事）の内容
- 2 交付対象事業の遂行の状況
- 3 交付対象事業の収支の状況
 - (1) 本件に関して交付の決定がされている額
円（消費税 円を含む。）
 - (2) 既に助成金の一部の支払を受けている場合の支払金額合計
円（消費税 円を含む。）
 - (3) 既に支出している金額合計（詳細は別紙による。）
円（消費税 円を含む。）
- 4 完了予定日 平成 年 月 日
- 5 その他
- 6 添付書類
 - (1) 交付対象事業の遂行の詳細状況を記載した書類
 - (2) 既に支出している金額の証拠書類（いずれも写し。）
 - ア 請求書、領収書又は金融機関発行の口座振替通知書
 - イ 納品書又は竣工届

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業実績報告書

【放送事業者等（送信設備工事）用】

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業は、完了しましたので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 デジタル混信対策事業の対象施設名（局名）及び設置場所

施設名（局名）：

設置場所：

2 事業の完了年月日

平成 年 月 日

3 事業の実施状況

区分	交付決定年月日	概算払（一部の支払）金額 （累計）	助成金交付実績額
	交付決定額		
助成金	平成 年 月 日		

4 事業の実績額

経費区分	交付決定額	交付対象経費実績額（次頁(1)③）
施設・設備費		

(1) 交付対象工事の実績額 (総額)			
工 事 所 要 金 額①	_____円	(消費税	_____円を含む。)
消費税仕入控除税額②	_____円		
交付対象経費実績額③	_____円	③= (①-②) × 補助率 (_____/_____)
消費税仕入控除税額 (①②の該当項目を○で囲んで下さい)			
	① 確定		
	② 未定		
(2) 既に助成金の一部の支払を受けている場合の支払済み額の合計④ *注1			
	_____円	(消費税	_____円を含む。)
(3) 本件報告により精算払を受けようとする金額⑤ ⑤=③-④			
	_____円	(消費税	_____円を含む。)

5 添付書類

- (1) 交付対象工事の契約書又は注文請書の写し
- (2) 交付対象工事の収支精算した書類 *注2
- (3) 交付対象工事の支出に関する証拠書類 (いずれも写し。)
 - ア 請求書 又は領収書 (金融機関発行の口座振替通知書)
 - イ 納品書又は竣工届
- (4) 無線局申請書類の写し (申請書 (鑑)、事項書、工事設計書 (添付図面を除く。)) *注3
- (5) 当該施設の完成写真 (ラベル *注4貼り付け必須)

注1 一部の支払を受けていない場合は、0円と記入する。

注2 添付書類 (2) は、助成金の一部の支払を行った内容を含めて工事全体の収支を記述すること。

注3 総合通信局が受領済みであることが確認できる部分を提出すること。

注4 「無線システム普及支援事業費等補助金事業」を記載したラベル。

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名
〒
住所
施設名

印

デジタル混信対策事業実績報告書
デジタル混信対策事業助成金精算払請求書
【一般受信者等（受信設備工事）用】

平成 年 月 日付けをもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策工事は完了したので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告し、併せて第15条の規定に基づき助成金精算払請求書を提出します。

記

- 1 デジタル混信対策工事の内容
混信対策に伴う受信アンテナの変更その他混信対策に必要な機器の取替又は調整等
- 2 交付対象工事の完了年月日
平成 年 月 日
- 3 デジタル混信対策事業（工事等）の実績額（請求額）
実績額 _____円（消費税含む。）
- 4 添付資料
 - (1) 受信改善報告書
(受信アンテナ等の取替・設置機器、調整等の概要書)
 - (2) 工事完了報告写真【工事後】（ラベル*貼付必須）
*「無線システム普及支援事業費等補助金事業」を記載したラベル。
 - (3) 工事費用の請求書
 交付申請書に添付した見積書と同じため添付省略（添付省略の場合はにを付ける）
 - (4) 助成金振込先口座情報確認書及び振込先口座の通帳コピー



【助成金の受領に関する委任】

上記の助成金（当該工事に要した代金）について、一般財団法人 電波技術協会から工事施工業者に対して直接支払うことを希望するため、受領に関する権限を次の受任者に委任します。

委任者（申請者） 印
受任者（会社名）
代表者名 印
電話
住所 〒

【通知先の変更】（申請者に送付される確定通知書を助成金受領受任者経由で受取を希望する場合）

- 確定通知書は助成金受領受任者と協議の上、受任者経由で受け取りますので送付先の変更を希望します。（にを入れること）

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名 (印)
 〒
 住所
 施設名

デジタル混信対策事業実績報告書
デジタル混信対策事業助成金精算払請求書
 【一般受信者(有線放送設備(CATV)加入)用】

平成 年 月 日付けをもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策工事は完了したので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告し、併せて第15条の規定に基づき助成金精算払請求書を提出します。

記

- 1 デジタル混信対策工事の内容
 デジタルテレビ放送局の一部放送チャンネルの混信対策に伴うCATV加入
- 2 交付対象工事の完了年月日
 平成 年 月 日
- 3 デジタル混信対策事業(工事等)の実績額(請求額)
 実績額 _____円(CATV加入費・工事諸費用
 (消費税を含む。))
- 4 添付資料
 - (1) 受信改善報告書
 - (2) 加入工事完了報告写真【工事後】(ラベル*貼付必須)
 *「無線システム普及支援事業費等補助金事業」を記載したラベル。
 - (3) 加入契約料・工事費用の請求書
 交付申請に添付した見積書と同じため添付省略(添付省略の場合は□に✓を付ける)
 - (4) 助成金振込先口座情報確認書及び振込先口座の通帳コピー



【助成金の受領に関する委任】

上記の助成金(当該工事に要した代金)について、一般財団法人 電波技術協会から工事施工業者に対して直接支払うことを希望するため、受領に関する権限を次の受任者に委任します。

委任者(申請者) (印)
 受任者(会社名)
 代表者名 (印)
 電話
 住所 〒

【通知先の変更】(申請者に送付される確定通知書を助成金受領受任者経由で受取を希望する場合)

- 確定通知書は助成金受領受任者と協議の上、受任者経由で受け取りますので送付先の変更を希望します。(□に✓を入れること)

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名
〒
住所



デジタル混信対策事業実績報告書

【共聴施設の管理者（所有者）用】

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業は、完了しましたので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 デジタル混信対策事業の対象施設名及び設置場所

施設名：
設置場所：

受付印

2 事業の完了年月日

平成 年 月 日

3 事業の実施状況

区分	交付決定年月日	概算払（一部の支払）金額 （累計）	助成金交付実績額
	交付決定額		
助成金	平成 年 月 日		

4 事業の実績額

経費区分	交付決定額	交付対象経費実績額（次頁(1)③）
施設・設備費		

- (1) 交付対象工事の実績額（総額）
 工 事 所 要 金 額① _____円（消費税 _____円を含む。）
 消費税仕入控除税額② _____円
 交付対象経費実績額③ _____円 ③＝（①－②）×補助率（ / ）
 消費税仕入控除税額（①②の該当項目を○で囲んで下さい）
 ① 確定
 ② 未定
- (2) 既に助成金の一部の支払を受けている場合の支払済み額の合計④ *注1
 _____円（消費税 _____円を含む。）
- (3) 本件報告により精算払を受けようとする金額⑤ ⑤＝③－④
 _____円（消費税 _____円を含む。）

5 添付書類

- (1) 交付対象工事の契約書又は注文請書の写し
 (2) 交付対象工事の収支精算した書類 *注2
 (3) 交付対象工事の支出に関する証拠書類（いずれも写し。）
 ア 請求書又は領収書（金融機関発行の口座振替通知書）
 既に提出済みの内容と同一のため、添付省略（添付省略の場合は、に✓印を付けること）
 イ 納品書又は竣工届
 既に提出済みの内容と同一のため、添付省略（添付省略の場合は、に✓印を付けること）
 (4) 放送法又は有線電気法に係る申請（届出）書の写し *注3
 (5) 当該施設の完成写真【工事後】（ラベル *注4貼り付け必須）
 (6) 受信改善報告書

注1 一部の支払を受けていない場合は、0円と記入する。

注2 添付書類（2）は、助成金の一部の支払を行った内容を含めて工事全体の収支を記述すること。

注3 総合通信局が受領済みであることが確認できる部分を提出すること。

注4 「無線システム普及支援事業費等補助金事業」を記載したラベル。

【助成金の受領に関する委任】

上記の助成金（当該工事に要した代金）について、一般財団法人 電波技術協会から工事施工業者に対して直接支払うことを希望するため、受領に関する権限を次の受任者に委任します。

委任者（申請者） Ⓜ

受任者（会社名）

代表者名 Ⓜ

電話

住所 〒

【通知先の変更】（申請者に送付される確定通知書を助成金受領受任者経由で受取を希望する場合）

- 確定通知書は助成金受領受任者と協議の上、受任者経由で受け取りますので送付先の変更を希望します。（に✓を入れること）

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名
〒
住所

印

デジタル混信対策事業実績報告書
デジタル混信対策事業助成金精算払請求書

【共聴施設の管理者（所有者）用】

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業は、完了しましたので、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告し、併せて第15条の規定に基づき助成金精算払請求書を提出します。

記

- 1 デジタル混信対策事業の対象施設名及び設置場所
施設名：
設置場所：

- 2 事業の完了年月日
平成 年 月 日

受付印

- 3 事業の実施状況

区分	交付決定年月日	助成金交付実績額
	交付決定額	
助成金	平成 年 月 日	

- 4 事業の実績額

経費区分	交付決定額	交付対象経費実績額(次頁(1)③)
施設・設備費		

- 5 請求金額

_____ 円 (消費税 _____ 円を含む。)

- (1) 交付対象工事の実績額（総額）
- 工 事 所 要 金 額① _____円（消費税 _____円を含む。）
- 消費税仕入控除税額② _____円
- 交付対象経費実績額③ _____円 ③= (①-②) × 補助率 (/)
- 消費税仕入控除税額 (①②の該当項目を○で囲んで下さい)
- ① 確定
- ② 未定
- (2) 本件報告により精算払を受けようとする金額 ③
- _____円（消費税 _____円を含む。）

6 添付書類

- (1) 交付対象工事の契約書又は注文請書の写し
- (2) 交付対象工事の収支精算した書類 *注1
- (3) 交付対象工事の支出に関する証拠書類（いずれも写し。）
- ア 請求書又は領収書（金融機関発行の口座振替通知書）
- 既に提出済みの内容と同一のため、添付省略（添付省略の場合は、に✓印を付けること）
- イ 納品書又は竣工届
- 既に提出済みの内容と同一のため、添付省略（添付省略の場合は、に✓印を付けること）
- (4) 放送法又は有線電気法に係る申請（届出）書の写し *注2
- (5) 当該施設の完成写真【工事後】（ラベル *注3 貼り付け必須）
- (6) 受信改善報告書
- (7) 助成金振込先口座情報確認書及び振込先口座の通帳コピー

注1 添付書類（2）は工事全体の収支を記述すること。

注2 総合通信局が受領済みであることが確認できる部分を提出すること。

注3 「無線システム普及支援事業費等補助金事業」を記載したラベル。

【助成金の受領に関する委任】

上記の助成金（当該工事に要した代金）について、一般財団法人 電波技術協会から工事施工業者に対して直接支払うことを希望するため、受領に関する権限を次の受任者に委任します。

委任者（申請者） ⑩

受任者（会社名）

代表者名 ⑩

電話

住所 〒

【通知先の変更】（申請者に送付される確定通知書を助成金受領受任者経由で受取を希望する場合）

- 確定通知書は助成金受領受任者と協議の上、受任者経由で受け取りますので送付先の変更を希望します。（に✓を入れること）

住所 〒
申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業費補助事業助成金の額の確定通知書
【放送事業者等（送信設備工事）用】

平成 年 月 日付けで実績報告のあったデジタル混信対策事業の助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので、同項の規定に基づき通知します。

記

1 助成金の確定額は、_____円 とする。

2 内訳

経費区分	交付決定額
施設・設備費	

3 デジタル混信対策事業（工事）の対象施設名（局名）
施設名（局名）：

[備考]

工事に要した費用については、様式第13による助成金精算払請求書を当協会に提出後、助成金が支払われます。

住所 〒

申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業費補助事業助成金の額の確定通知書
【一般受信者用】

平成 年 月 日付けで実績報告のあったデジタル混信対策事業の助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので、同項の規定に基づき通知します。

記

成金の確定額は、 _____ 円 とする。

[備考]

1. 施設名又は氏名：
2. 工事に要した費用については、委任のあった受任者へ助成金が直接支払われます。
(助成金の受領を委任していない場合は未記載)

◆委任のあった受任者

会社名

代表者名

〒

住所

電話

住所 〒
申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長



デジタル混信対策事業費補助事業助成金の額の確定通知書
【共聴施設の管理者（所有者）用】

平成 年 月 日付けで実績報告のあったデジタル混信対策事業の助成金については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので、同項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成金の確定額は、_____円 とする。
- 2 内訳

経費区分	交付決定額
施設・設備費	

[備考]

1. 施設名：
2. 工事に要した費用については、委任のあった場合は受任者へ直接支払われます。
(助成金の受領を委任していない場合は未記載)
様式第11(4)により実績報告書を提出した場合は様式第13による助成金精算払請求書を当協会に提出後、助成金が支払われます。

◆委任のあった受任者

会社名

代表者名

〒

住所

電話

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名 ㊟
〒
住所

デジタル混信対策事業費補助事業助成金精算払請求書

【放送事業者等（送信設備工事）用】

【共聴施設の管理者（所有者）用】

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって助成金の額の確定通知を受けたデジタル混信対策事業について、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり 請求
返還 します。

記

1 デジタル混信対策事業の対象施設名（局名）及び設置場所

施設名（局名）：

設置場所：

2 請求（返還）金額

円（消費税 _____ 円を含む。）

3 内訳

（精算払の場合）

交付決定額	確定額①	概算払（一部の支払） 受領額（累計）②	差額請求（返還） ①－②
円 円 （消費税を含む。）	円 円 （消費税を含む。）	円 円 （消費税を含む。）	円 円 （消費税を含む。）

4 振込み先口座

フリガナ
金融機関

銀行 注
支店

口座番号

普通・当座

フリガナ
口座名義

5 経理担当者

電話番号

(内線)

注 銀行には、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及びゆうちょ銀行を含みます。

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 氏名
〒
住所



デジタル混信対策事業費補助事業助成金概算払請求書

【放送事業者等（送信設備工事）用】

【共聴施設の管理者（所有者）用】

平成 年 月 日付け整理番号 _____ をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業について、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 デジタル混信対策事業の対象施設名（局名）及び設置場所

施設名（局名）：
設置場所：

2 請求金額

円（消費税 _____ 円を含む。）

3 内訳

（概算払の場合）

交付決定額①	今回請求額③	残額 (ア)－③
円 (消費税 を含む。)	円 (消費税 を含む。)	円 (消費税 円を含 む。)

4 振込み先口座

フリガナ
金融機関

銀行 注
支店

口座番号

普通・当座

フリガナ
口座名義

5 経理担当者

電話番号 _____ (内線)

注 銀行には、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及びゆうちょ銀行を含みます。

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業費補助事業助成金の一部の支払承認申請書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって交付決定通知を受けたデジタル混信対策事業については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり状況を報告し、助成金の一部の支払の承認を申請します。

記

- 1 デジタル混信対策事業（工事）の内容
- 2 一部の支払を受けたい理由
- 3 交付対象事業の遂行の状況（詳細は別紙による。）
- 4 交付対象事業の収支の状況
 - (1) 本件に関して交付決定がされている額
円（消費税 円を含む。）
 - (2) 既に助成金の一部の支払を受けている場合の支払金額合計
円（消費税 円を含む。）
- 5 本件報告により助成金の一部の支払を受けようとする金額
円（消費税 円を含む。）
- 6 添付書類
 - (1) 一部の支払を受けようとする内容に係る精算をした書類
 - (2) 一部の支払を受けようとする支出に関する証拠書類（いずれも写し。）
 - ア 請求書、領収書又は金融機関発行の口座振替通知書
 - イ 納品書又は竣工届

整理番号

平成 年 月 日

住所 〒

申請者氏名

殿

一般財団法人 電波技術協会 理事長 (印)

デジタル混信対策事業費補助事業助成金の一部の支払承認通知書

平成 年 月 日付けのデジタル混信対策事業費補助事業助成金の一部の支払承認申請については、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり一部支払の額を決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

- 1 デジタル混信対策事業（工事）の内容
- 2 本件申請に係る助成金の一部の支払の金額

円（消費税 円を含む。）

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名

㊟

デジタル混信対策事業費補助事業助成金の一部の支払請求書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって助成金の一部の支払承認通知を受けたデジタル混信対策事業（工事）について、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱第16条第4項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 デジタル混信対策工事の内容

2 助成金の一部の支払請求金額

円（消費税 円を含む。）

3 振込み先口座

フリガナ
金融機関

銀行 注
支店

口座番号

普通・当座

フリガナ
口座名義

4 経理担当者

電話番号

(内線)

注 銀行には、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及びゆうちょ銀行を含みます。

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業費補助事業助成金に係る消費税の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって助成金の額の確定を受けたデジタル混信対策事業について、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 デジタル混信対策事業の内容
- 2 助成金確定額（交付要綱第15条（第16条）に基づく確定額）
円（消費税 円を含む。）
- 3 助成金の確定時における消費税仕入控除予定税額（見込額）
円・・・①
- 4 消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税仕入控除税額
円・・・②
- 5 助成金の返還相当額
円・・・②－①

注）確定時の消費税及び地方税確定申告書（控）又は、これに代わる証拠書類を添付すること。

平成 年 月 日

一般財団法人 電波技術協会 理事長 殿

申請者 住所 〒

氏名



デジタル混信対策事業費補助事業助成金に係る財産処分申請 (届出) 書

平成 年 月 日付け整理番号 をもって助成金の交付を受けたデジタル混信対策事業について、デジタル混信対策事業費補助事業助成金交付要

第21条第1項 申請します。
網 第22条第1項 の規定に基づき、下記のとおり 届け出ます。

記

- 1 処分の内容
(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、賃貸、担保、取り壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の理由
- 3 助成金により取得した財産
- 4 当該財産を取得した年月日
平成 年 月 日
- 5 理由